



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(五四五・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五四六・福祉政策課)	3
生活保護法による介護機関の指定(五四七・福祉政策課)	5
生活保護法による指定介護機関の変更(五四八・福祉政策課)	6
生活保護法による指定介護機関の廃止(五四九・福祉政策課)	6
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(五五〇・健康対策課)	6
救急病院の認定(五五一・医務薬事課)	7
鳥獣保護区の指定予定(五五二・自然保護課)	7
鳥獣保護区特別保護地区の指定予定(五五三・自然保護課)	8
鳥獣保護区特別保護地区のための公聴会(五五四・自然保護課)	10
鳥獣保護区特別保護地区のための公聴会(五五五・自然保護課)	10
休猟区の指定の一部改正(五五六・五五七・自然保護課)	11

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
直根診療所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町中直根字茅野六十五番地三	内科、消化器科、外科	平成十七年三月二十二日
笹子診療所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町上笹子字下野七十七番地二	内科、消化器科、外科	平成十七年三月二十二日

告 示

指定猟法禁止区域の指定の一部改正(五五八・自然保護課)……………11

県立自然公園の指定の一部改正(五五九・自然保護課)……………11

県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正(五六〇・自然保護課)……………11

建築基準法による道路位置の指定(五六一・山本地域振興局建設部)……………12

開発行為に関する工事の完了(五六二・仙北地域振興局建設部)……………12

証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(五六三、五六四・会計課)……………12

証紙売りさばき場所の変更の承認(五六五・会計課)……………13

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………13

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)二件……………13

選挙管理委員会告示

秋田県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書(八八)……………14

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八九)……………16

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九〇)……………16

秋田県告示第五百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

豊岡へき地診療所	市立大曲病院	湯沢市立皆瀬診療所	男鹿みなと市民病院	男鹿市国民健康保険戸賀出張診療所	男鹿市入道崎へき地出張診療所	男鹿市加茂青砂へき地出張診療所	男鹿市国民健康保険五里合出張診療所	鮎川診療所	鳥海診療所	大琴診療所
大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	湯沢市長職務執行者	男鹿市長職務執行者	男鹿市長職務執行者	男鹿市長職務執行者	男鹿市長職務執行者	男鹿市長職務執行者	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市長職務執行者
大仙市豊岡字中荒井野二十一番地の十三	大仙市飯田字堰東二百十番地	湯沢市皆瀬字下菅生十番地	男鹿市船川港船川字海岸通り一号八番地六	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢十五番地二	男鹿市北浦入道崎字嶋畑八十一番地	男鹿市戸賀加茂青砂字鴨三十四番地三	男鹿市五里合箱井字町屋田四十番地三	由利本荘市東鮎川字下山崎八	由利本荘市鳥海町伏見字久保八番地二	由利本荘市東由利宿字宮の下三十一 二
整形外科	内科、精神科、神経科	内科、小児科、整形外科	内科、精神科、神経内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科	内科、外科	内科、消化器科、外科、整形外科	内科、小児科
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

秋田県告示第五百四十六号

清水診療所	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者
水沢へき地出張診療所	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者
大仙市太田国民健康保険診療所	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者
北秋田市阿仁病院	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者
岩谷診療所	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者
公立米内沢総合病院	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者
北秋田市国民健康保険合川診療所	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者
竜森診療所	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者
大畑診療所	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者
大仙市太田国民健康保険歯科診療所	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者	大仙市長職務執行者

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
男鹿市国民健康保険五里合出張診療所	男鹿市長	男鹿市五里合箱井字町屋田四十番地三	平成十七年三月二十一日
男鹿市加茂青砂へき地出張診療所	男鹿市長	男鹿市戸賀加茂青砂字鴨三十四番地	平成十七年三月二十一日
男鹿市入道崎へき地出張診療所	男鹿市長	男鹿市北浦入道崎字嶋畑八十一番地	平成十七年三月二十一日
男鹿市国民健康保険戸賀出張診療所	男鹿市長	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢十五番地二	平成十七年三月二十一日
男鹿みなと市民病院	男鹿市長	男鹿市船川港船川字海岸通り一号八番地六	平成十七年三月二十一日
市立大曲病院	大曲市長	大仙市飯田字堰東二百十番地	平成十七年三月二十一日
阿仁町立病院	阿仁町長	北秋田市阿仁銀山字下新町百二十八番地	平成十七年三月二十一日
岩谷診療所	森吉町外四ヶ町村病院組合 管理者	北秋田市綴子字圏の内十一	平成十七年三月二十一日
公立米内沢総合病院	森吉町外四ヶ町村病院組合 管理者	北秋田市米内沢字林の腰三番地	平成十七年三月二十一日
合川町国民健康保険診療所	合川町長	北秋田市李岱字下豊田二十	平成十七年三月二十一日
竜森診療所	森吉町外四ヶ町村病院組合 管理者	北秋田市七日市字葛黒三十三の二番地	平成十七年三月二十一日
大畑診療所	森吉町外四ヶ町村病院組合 管理者	北秋田市綴子字宮本百六十九番地	平成十七年三月二十一日
鳥海町立笹子診療所	鳥海町長	由利本荘市鳥海町上笹子字下野七十七二	平成十七年三月二十一日
鳥海町立直根診療所	鳥海町長	由利本荘市鳥海町中直根字茅野六十五三	平成十七年三月二十一日
大琴診療所	東由利町長	由利本荘市東由利宿字宮の下三十一二一	平成十七年三月二十一日

東恵指定訪問看護事業所	大仙市社会福祉協議会中央 介護ステーション	グループホームなでしこ	名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人花輪ふく し会 理事長	社会福祉法人 大仙市 社会福祉協議会 会長	有限会社なでしこ代 表取締役			鹿角市花輪字下花輪百二十四番一 号	痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年三月一日
鹿角市花輪字古館五番地一	大仙市小貫高畑字中荒所六十番地五					訪問入浴介護 居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
平成十七年四月一日							

秋田県告示第五百四十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

大田町国民健康保険歯科診療所	皆瀬村立皆瀬診療所	太田町国民健康保険診療所	水沢へき地出張診療所	中仙町清水診療所	中仙町豊岡へき地診療所	由利町鮎川診療所	鳥海町立鳥海診療所
太田町長	皆瀬村長	太田町長	協和町長	中仙町長	中仙町長	由利町長	鳥海町長
大仙市太田町横沢字窪関南五百一	湯沢市皆瀬字下菅生十	大仙市太田町横沢字窪関南五百一	大仙市協和稲沢字水沢田尻七十七三	大仙市清水字上大蔵一	大仙市豊岡字中荒井野二十一 十三	由利本荘市東鮎川字下山崎八	由利本荘市鳥海町伏見字久保八番地二
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

グループホームふあみりい 中仙	有限会社ふあみりい 取締役	大仙市長野字新山九十番地四	痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年五月一日
グループホームさわらび	医療法人 秋田愛心会 理事長	山本郡八竜町浜田字上浜田一番一	痴呆対応型共同生活介 護	平成十七年五月一日

秋田県告示第五百四十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月十七日
秋田県知事 寺 田 典 城

株式会社宮腰蒲団店介護 事業部	株式会社宮腰蒲団店 代表取締役	能代市島町七番四十 号	株式会社宮腰蒲団店介 護事業部	ももかげんきハウス	福祉用具貸与	平成十七年四月十日
名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日

秋田県告示第五百四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月十七日
秋田県知事 寺 田 典 城

老人保健施設ケアタウンた かのす	開設者氏名又は名称 鷹巣町長	所 在 地 北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	サービスの種類 介護老人保健施設	廃止年月日 平成十七年三月二十一日
---------------------	-------------------	----------------------------	---------------------	----------------------

秋田県告示第五百五十号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定によ

り行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
原田 健二	はらだ小児科医院	秋田市山王中園町二番一六号

秋田県告示第五百五十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
小泉病院	秋田市中通四丁目一番二十八号	平成二十年六月六日

秋田県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を指定する予定であるので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 指定しようとする鳥獣保護区の概要

名称	区 域	存続期間	保護に関する 指針の案
----	-----	------	----------------

霧熊鳥獣保護区

上鴨沢鳥獣保護区	北秋田市阿仁地内林道姫ヶ岳線と北秋田市・上阿仁村の市町村界との交点を起点とし、同境界を北進し姫ヶ岳三角点を経て国有林九十四、九十五林班の境界に至り、同境界を北東に進んで米代川森林計画区四十四林班との境界に至り、国有林九十四林班と同計画区四十四林班の林班界を南東に進んで湯口内沢に至り、更に同境界を南進して同計画区四十一林班と四十二林班の林班界に至り、同地点を四十一林班一小班と十小班的小班界を南東へ進んで同計画区四十林班、四十一林班の林班界に至り、同地点を南西に進んで同計画区四十林班三十四小班との小班界に至り、同地点を南東に進んで同計画区三十九林班四十林班との林班界に至り、同地点を南西に進んで三角点四百七十二m地点に至り、同地点を南進し林道姫ヶ岳線を経て同計画区三十五林班百八十一小班との交点に至り同地点を西進して同計画区三十五林班と三十六林班と林班界に至り同境界を北進して林道姫ヶ岳線との交点に至り、同林道を西進して起点に至る一円の地域。	平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで	(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 (二) 指定目的 当該地域は区域内を岩瀬川が
大館市岩瀬字越山内、県道花岡越山早口線と林道蛭沢千歳線との交点を起点にし、同林道を西進し国有林と民有林との林班界に至り、同林班界を北進して米代川森林計画区六十八林班との交点に至り、同境界を北	平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで	(一) 指定区分 身近な鳥獣生息地 (二) 指定目的 当該地域は区内を岩瀬川が	

<p>東へ進み字大石渡へと通じる山道に至り、同山道を東へ進んで市道大石渡線に至り、同市道を更に東進し市道越山線に至り、同市道を南進して県道花岡越山早口線に至り、同県道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>流れ豊富な水場があること及び高齡の針・広葉樹が植生し、多様な鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや保護活動を通じた環境教育の場にも資する。</p>
<p>石倉山鳥獣保護区 山本郡山本町森岳地内の主要地方道能代五城目線と町道温泉上台線との交点を起点とし、同地方道を東進して町道下岩川・開拓線との交点に至り、同町道を東進して町道長面・百騎台線との交点に至り、町道長面・百騎台線を南進して町道石倉山・中野線との交点に至り、町道石倉山・中野線を西進して山本町と琴丘町の境界に至り、同境界を西進して町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進して町道温泉上台2号線との交点に至り、町道温泉上台2号線を北進して町道温泉1号線との交点に至り、町道温泉1号線を西進して町道温泉3号線を西進して町道温泉上台線との交点に至り、町道温泉上台線を北進して起点に至る線に囲ま</p>	<p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで (一) 指定区分 森林鳥獣生息地 (二) 指定目的 当該地域は落葉広葉樹林や針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ・ヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>

<p>れた一円の区域。</p> <p>二 鳥獣保護区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間 生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課 平成十七年六月十七日から同年六月三十日まで</p> <p>秋田県告示第五百五十三号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定に基づき、公告する。 平成十七年六月十七日 秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 指定しようとする鳥獣保護区特別保護地区の概要</p>			
<p>名称</p>	<p>区 域</p> <p>桂瀬鳥獣保護区のうち、七日市と桂瀬の字界と米代川森林計画区十七林班と四十林班の交点を起点とし、七日市と桂瀬の字界を東進して同計画区四十林班と百五十七林班、百五十八林班との交点に至り、同点より約百六十メートル南進して旧県道桂瀬笹館線に至り、同旧県道を西進して同計画区十七林班との交点に至り、同林班界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>存続期間</p> <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p>	<p>保護に関する指針の案</p> <p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 (二) 指定目的 桂瀬鳥獣保護区のうち、天然の広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生活環境を保全する。</p>

<p>長坂山鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>霧熊鳥獣保護区特別保護地区</p>
<p>長坂山鳥獣保護区のうち、大館市と北秋田市の市町村界と林道小田代山線との交点を起点とし、同市町村界を北進し米代川森林計画四林班と八林班との林班界に至り、同境界を東進し三角点(百五十八・三m)に至り同地点を南進し三角点(百五十六・七m)に至り、同地点から南東へ進み本郷部落へ通じる山道に至り同山道を南進して林道長坂線に至り、同林道を北進して林道小田代山線に至り同林道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。</p>	<p>霧熊鳥獣保護区のうち、米代川森林計画区三十九林班四十林班との林班界にある標高点四百六十八mを起点とし、同地点を北進し同計画区三十五林班百八十一小班との交点に至り、同地点を西進し同計画区三十五林班三十六林班との林班界との交点に至り、同地点を北進し同計画区三十八林班四十林班の林班界との交点に至り、同地点を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。</p>
<p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p>
<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 長坂山鳥獣保護区のうち、針・広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生活環境を保全する。</p>	<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 霧熊鳥獣保護区のうち、針・広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生活環境を保全する。</p>

<p>湯沢鳥獣</p>	<p>里城鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>石倉山鳥獣保護区特別保護地区</p>
<p>湯沢鳥獣保護区のうち、湯沢市立湯</p>	<p>里城鳥獣保護区のうち、滝ノ上集落の里城山頂に通じる山道入口を起点とし、同山道を南進し里城山に達し右折して峰筋を西方に向かって約三百メートル下り、更に右折してこの森との境界を北西に向かって進み町道小山線に至り、同町道を北東に向かつて進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>	<p>石倉山鳥獣保護区のうち、町道石倉山・中野線と町道温泉上台2号線との交点を起点とし、町道石倉山・中野線を東進して山本町と琴丘町との境界に達し、同境界を西進して町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>
<p>平成十七年十一</p>	<p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p>
<p>(一) 指定区分</p>	<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 里城鳥獣保護区のうち、落葉広葉樹林などに良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生活環境を保全する。</p>	<p>(一) 指定区分 森林鳥獣生息地 石倉山鳥獣保護区のうち、落葉広葉樹林などに良好な鳥獣の生息となつている区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生活環境を保全する。</p>

保護区特別保護地区	沢東小学校入口を起点とし、同点より小学校の通学路を約二百五十メートル進み、同境界を峰筋に沿って約六百五十メートル南東に進み歩道との交点に至り、同歩道から字中の沢弁慶山と字愛染山との字界を峰筋に沿って南西に進み、観音前に達し、これより北西に進んで県道西松沢沢線との交点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。	十一月まで	森林鳥獣生息地 (二) 指定目的 湯沢鳥獣保護区のうち、天然の落葉広葉樹林など特に良好な鳥獣の生息環境となつていて、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
-----------	--	-------	---

二 鳥獣保護区特別保護地区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間
生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課
平成十七年六月十七日から同年六月三十日まで

秋田県告示第五百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十七年七月十二日午後二時三十分
- 二 場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一号北秋田地域振興局第三会議室
- 三 案件 上鴨沢鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）

秋田県告示第五百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十七年七月十二日午前十時
場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一号北秋田地域振興局第三会議室
案件 桂瀬鳥獣保護区特別保護地区の指定について
公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 二 日時 平成十七年七月十二日午前十一時
場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一号北秋田地域振興局第三会議室
案件 露熊鳥獣保護区特別保護地区の指定について
公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 三 日時 平成十七年七月十二日午後一時三十分
場所 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一号北秋田地域振興局第三会議室
案件 長坂山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 四 日時 平成十七年七月十三日午前十時
場所 山本郡山本町豊岡金田字森沢一番二号山本町役場第三会議室
案件 石倉山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）
- 五 日時 平成十七年七月十四日午前十時
場所 平鹿郡大森町字大中島二百六十八大森町役場第三会議室
案件 里城鳥獣保護区特別保護地区の指定について
公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六一三）

六 日時 平成十七年七月十四日午後一時三十分
 場所 湯沢市千石町二丁目一番十号雄勝地域振興局第一会議室
 案件 湯沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 (四)(三)(二)(一) 公聴会開催に関する問い合わせ先
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇
 一六一三)

秋田県告示第五百五十六号
 休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、
 平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月十七日

表尻高森休猟区の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に、「同町」を「同市」に
 改める。
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百五十七号
 休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、
 平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月十七日

表坊川休猟区の項中「北秋田郡比内町」を「大館市」に改め、表泥繁沢休猟区の項
 中「北秋田郡比内町大葛」を「大館市比内町大葛」に、「経て同町」を「経て同市」
 に、「南進し同町」を「南進し大館市」に改め、表岩野目休猟区の項中「北秋田郡田
 代町」を「大館市」に、「町道早口線」を「市道早口線」に、「同町道」を「同市道」
 に、「町道岩野目二号線」を「市道岩野目二号線」に、「町道赤坂下線」を「市道赤
 坂下線」に改める。
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百五十八号
 指定猟法禁止区域の指定(平成十六年秋田県告示第八百六十一号)の一部を次のよ
 うに改正し、平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月十七日

表山瀬ダム指定猟法禁止区域の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百五十九号
 県立自然公園の指定(昭和五十年秋田県告示第十二号)の一部を次のように改正し、
 平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月十七日

表田代岳県立自然公園の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

田代岳 県立自 然公園	大館市	東北森林管理局米代川森林計画区 米代東部森林管理署二二三林班、 二二三四林班、二二二八林班、二二 二九林班及び二二四九林班の全部並 びに二二四林班、二二二五林班、 二二二六林班、二二三〇林班、二二 四七林班、二二四八林班、二二五〇 林班、二二五二林班、二二五三林班、 二二六六林班、二二六一六林班、二三 一六林班から二二三一一林班まで、二 三二四林班及び二二三五林班の各一 部	一、八五五ヘクタ ール
-------------------	-----	---	----------------

表以外の部分中「北秋田郡田代町役場」を「大館市役所」に改める。

秋田県告示第五百六十号
 県立自然公園の区域中特別地域の指定(昭和五十年秋田県告示第十四号)の一部を
 次のように改正し、平成十七年六月二十日から施行する。
 平成十七年六月十七日

第一号(一)の表を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

位置	区 域
大館市	東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署二二三 林班、二二三四林班、二二二八林班、二二二九林班及び二二四九 林班の全部並びに二二四林班、二二二五林班、二二二六林班、 二二三〇林班、二二四七林班、二二四八林班、二二五〇林班、二

二五二林班、二五三林班、二二六六林班、二二六一六林班から二
 三二二林班まで、二二三四林班及び二二三五五林班の各一部

第一号(一)の表以外の部分中「北秋田郡田代町役場」を「大館市役所」に改める。

秋田県告示第五百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道
 路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第
 四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 能代市字高塚六十五番地 株式会社サンワ興建 代表取締役 渡 部 清 春	道路の位置の指定箇所 能代市字大瀬儘下四十二の内及び四十二 番十四の内	道路の延長 二十八・六二メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十七年六月九日
---	---	---------------------	-------------------	--------------------

秋田県告示第五百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年
 一月二十七日付け指令仙建 十七 六で許可した開発行為(第二工区)に関する工事
 が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市中区住吉町四丁目四十五番地の一

株式会社工スタデイオ 代表取締役 中 西 健

二 開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称

大仙市東川字屋敷後百四十七番、百七十一番、百七十二番、百七十三番、二百三
 十五番の内、二百四十四番の内

秋田県告示第五百六十三号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、
 次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五
 九条の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更後 能代市落合字下谷地二百八十八番 渡 部 由美子	変更前 能代市字寿域長根四十番地八 渡 部 由美子
-----------------------------------	---------------------------------

秋田県告示第五百六十四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、
 次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五
 九条の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更後 仙北郡美郷町六郷字赤城四十六番地四	変更前 仙北郡美郷町六郷字赤城四十六番地
--------------------------	-------------------------

美郷地区交通安全協会

六郷地区交通安全協会

秋田県告示第五百六十五号
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所所在地及び名称	変 更 後	変 更 前
仙北郡美郷町六郷字赤城四十六番地四 美郷地区交通安全協会	仙北郡美郷町六郷字赤城四十六番地四 美郷地区交通安全協会	仙北郡美郷町六郷字赤城四十六番地 六郷地区交通安全協会

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県音楽普及協会
- 三 代表者の氏名
佐 野 春 子
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市御野場新町五丁目十二番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県民に対して、音楽の啓蒙、普及に関する事業を行い、県民を

明るく元気になることに寄与することを目的に、子どもには情操や完成の育成に役立つ企画、青少年にはスキルの向上や発表のステージ作り、そして大人には趣味や生涯学習として音楽に親しみ、幼児から大人、年齢、性別に関係なく広く県民のニーズに応えるために音楽情報の提供や双方向の情報交換を通じて普及啓蒙の促進を行う。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
男鹿市弘戸字小深見百十九番地
" 船越字寺後四番地
" 弘戸字小深見八番地
" 船越字狐森百四十八番地二
" 弘戸字小深見七十九番地一
" 船越字船越百五十四番地
" 弘戸字小深見七十八番地
" 字横長根百八十番地
" 字小深見八十五番地
- 二 就任理事の住所及び氏名
男鹿市弘戸字小深見百十九番地
" " 八番地
" 船越字狐森百四十八番地二
" 弘戸字小深見七十九番地一
" 船越字船越百五十四番地
" 弘戸字小深見七十八番地
" 字横長根百八十番地
" 字小深見八十五番地
- 三 退任監事の住所及び氏名
男鹿市弘戸字小深見二番地
" 船越字内子二百九十四番地五百四十五
" " 字根木一番地
" " 字根木一番地
- 四 就任監事の住所及び氏名
男鹿市弘戸字小深見二番地

鈴木順平	櫻庭岩三郎	船木準	三浦宗一郎	木元政勝	森元博明	鈴木豊則	小松二千六	三浦文男	秋山啓一	三浦文男
------	-------	-----	-------	------	------	------	-------	------	------	------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

男鹿市船越字根木一番地 秋山啓一

一 退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字潟端百二番地 門間岩雄
 " " 字泓七十一番地 田仲春男
 " " 字飯塚五十六番地 富樫金美
 " " 飯田川和田妹川字平ノ下六十三番地 菊地栄一
 " " 字四百刈一番地 鈴木和男
 " " 飯田川下虻川字屋敷百二十八番地 佐藤正信
 " " 字道心谷地三番地 間杉重治
 " " 字上谷地六番地 伊藤繁美
 " " 字俣ノ内五十八番地 伊藤繁雄
 " " 飯田川和田妹川字平ノ下十六番地 加藤壽雄
 " " 飯田川下虻川字俣ノ内四十八番地の二 門間兵一郎
 " " 字槐袋二十九番地 賀藤銀一郎

二 就任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字樋ノ下三十四番地の一 田中鉄蔵
 " " 字水神端九十七番地の十六 富樫銀一郎
 " " 字潟端百一番地 門間岩雄
 " " 字観音尻百六十六番地 瀬川秋雄
 " " 字飯塚二十七番地 車屋善也
 " " 飯田川和田妹川字平ノ下六十三番地 菊地栄一
 " " 字四百刈一番地 鈴木和男
 " " 字千刈十二番地 淡路良一
 " " 飯田川下虻川字屋敷百二十八番地 佐藤正信
 " " 字道心谷地三番地 間杉重治
 " " 字上谷地六番地 伊藤繁美
 " " 字俣ノ内五十八番地 伊藤繁雄
 " " 飯田川和田妹川字平ノ下十六番地 加藤壽雄
 " " 飯田川下虻川字俣ノ内四十八番地の二 門間兵一郎

潟上市飯田川下虻川字槐袋二十九番地 賀藤銀一郎
 三 退任監事の住所及び氏名
 潟上市飯田川飯塚字飯塚二十七番地 車屋善也
 " " 飯田川和田妹川字柳田十五番地の二十九 伊藤隆
 " " 飯田川下虻川字街道上一本木六番地 三浦一郎
 四 就任監事の住所及び氏名
 潟上市飯田川和田妹川字柳田十五番地の二十九 伊藤隆
 " " 飯田川下虻川字街道上一本木六番地 三浦一郎
 " " 飯田川飯塚字飯塚八十八番地 小玉信雄

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により、平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十七年六月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 1 選挙の種類 平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,946,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木 良一	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	田山俊幸		
	3月18日から 第1回分 期間 4月16日まで		

収入	支出
仕たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党秋田県委員会 堀井麻知子 山内由美子	家庭用 選挙事務所費 通信費 印刷費
(職業) (寄附額)円 政 党 2,547,903 無 職 170,000 無 職 170,000	340,000 255,000 174,160 857,472 464,950

食糧	221,000
泊	314,717
費	5,604
費	2,632,903
計	2,632,903
計	2,632,903
計	2,632,903

報告書受理年月日	平成17年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	佐藤 正一郎	所属党派	無所属	期間	2月23日から 5月1日まで	第1回分
出納責任者氏	高 貝 久 遠					

収入	2,411,000	支出	2,411,000
主たる寄附	2,673,074	人件費	2,673,074
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)甲	選挙事務所費
秋田県これいひ会?	政治団体	11,000,000	2,543,924
			129,150
			131,472
			256,815
			1,620,000
			1,000,000
			69,963
			1,408,179
			520,435
			10,090,938
			10,090,938
			10,090,938

報告書受理年月日	平成17年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	谷 口 賢一郎	所属党派	無所属	期間	3月25日から 第1回分
-------	---------	------	-----	----	-----------------

出納責任者氏	谷 口 知 子	4月25日まで
--------	---------	---------

収入	1,019,500	支出	1,019,500
主たる寄附	64,165	人件費	64,165
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)甲	選挙事務所費
佐藤 正 吾	無 職	20,000	64,165
			4,150
			412,272
			1,512,000
			703,500
			42,123
			187,635
			44,787
			3,990,132
			3,990,132

その他の寄附 8件	25,000	食糧	4,004,000
その他の収入	4,004,000	文具	4,049,000
今 回 計	4,049,000	費	4,049,000
計	4,049,000	計	4,049,000
計	4,049,000	計	4,049,000

報告書受理年月日	平成17年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	寺 田 典 城	所属党派	無所属	期間	3月1日から 4月16日まで	第1回分
出納責任者氏	小 泉 健					

収入	2,572,000	支出	2,572,000
主たる寄附	1,341,032	人件費	1,341,032
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)甲	選挙事務所費
寺田すけしる後援会	政治団体	10,000,000	1,209,000
			132,032
			200,336
			421,148
			1,715,000
			1,369,400
			276,607

今 回 計	10,000,000	今 回 計	190,238
今 回 計	10,000,000	今 回 計	943,930
今 回 計	9,660,897	今 回 計	631,206
今 回 計	9,660,897	今 回 計	9,660,897

秋選管告示第八十九号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、
 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一
 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に
 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は
 次のとおりである。
 平成十七年六月十七日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第九十号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における
 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、
 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算
 して得た数)次のとおりである。
 平成十七年六月十七日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第九十号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における
 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、
 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算
 して得た数)次のとおりである。
 平成十七年六月十七日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別
 秋田市 八四、九〇一
 能代市 一四、六八五
 横手市 一〇、九五二

大館市	一八、〇四〇
本荘市	二一、一四七
男鹿市	八、三〇八
湯沢市	九、三一九
大曲市	一〇、六二五
鹿角市鹿角郡	一一、五〇四
北秋田郡	一七、八七四
山本郡	一三、二三二
南秋田郡	一九、八四〇
河辺郡	五、一九五
由利郡	二〇、七五六
仙北郡	三一、六〇六
平鹿郡	一八、三五二
雄勝郡	一二、四四五

発行者 秋田県
 印刷者 秋田県
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷所 秋田県印刷株式会社
 古紙配合率100%

